随意契約結果及び契約の内容

工　事　の　名　称	令和８年度六角川大町地区左岸災害塵芥除去工事
工　事　概　要	塵芥処理工　1式
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局　武雄河川事務所長 真鍋　将一 佐賀県武雄市武雄町大字昭和７４５
契　約　年　月　日	令和　８年１０月　５日
契　約　業　者　名	富士建設（株）
契　約　業　者　の　住　所	佐賀県杵島郡白石町遠江３０３－１３
契　約　金　額	３９，８２０，０００円（税込み）
予　定　価　格	３９，８３１，０００円（税込み）
随意契約によることとした理由	
工　事　場　所	佐賀県杵島郡大町町地先
工　事　種　別	維持修繕工事
工　期　（自）	令和　８年１０月　５日
工　期　（至）	令和　９年　３月１２日
備　考	

随　　意　　契　　約　　理　　由　　書

1．件　　名：令和8年度六角川大町地区左岸災害塵芥除去工事

2．履　行　場　所：武雄河川事務所管内

3．随意契約の相手方　：(名称)　　富士建設(株)
　　：(住所)　　佐賀県杵島郡白石町大字遠江303-13

4．随意契約適用法令　：会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令102条の4第3号

5．当該工事の目的・内容及び随意契約に付する理由

1)当該工事の目的

本件は、令和8年6月25日発生洪水により堆積した塵芥の撤去等を行うものである。

2)当該工事の内容

本件は、六角川水系牛津川管内において堆積した塵芥の撤去、処分の作業を行うものである。

【工事箇所】　(六角川左岸20k400～23k300)

3)随意契約に付する理由

本件は、令和8年6月25日発生洪水により堆積した塵芥等が六角川及び有明海等に拡散することを防止するため、緊急に塵芥の撤去を実施することが不可欠である。

富士建設(株)は、当該箇所の異常事態に緊急に対応を行う目的で緊急対応に必要な組織及び建設機械並びに資材、労力の確保及び動員に関する「武雄河川事務所出張所管内における災害時応急対策等に関する基本協定」を当事務所と締結しており、本件の履行にあたって知識、経験、技術力を十分有しているものと判断される。

以上のことから本件を円滑に遂行するためには富士建設(株)が唯一の契約相手と判断するものである。

このため、本件は、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、富士建設(株)と随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)
武雄河川事務所　工務課長